

第4章 計画の推進体制

1 行政機関

町は、本計画を策定した行政機関として、計画の趣旨及び各種施策を踏まえ、各地域の状況や町民生活に対応した事業推進を図るとともに、国、県、関係機関及び交通関係団体等と連携し、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

2 交通関係団体、ボランティア、事業者等

町内各地における、交通関係団体及びボランティア等が行う交通安全活動は大きな役割を担うため、今後も町と交通関係団体等が連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

また、交通安全対策を推進するうえで、事業者も大きな役割を果たしており、特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

3 町民

悲惨な交通事故、そして、痛ましい交通死亡事故をなくすためには、町民一人ひとりが、正しい交通ルールとマナーを実践することが大切です。

特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、乗車時には必ずシートベルトを着用する、夜間に徒歩で外出する際は反射材を含む着衣を身に着けることを習慣付けるなど、まずは「自分にできることから始める」ことが求められます。